



2022年11月22日

各 位

会社名 日本証券金融株式会社  
代表者名 代表執行役社長 榎田 誠希  
(コード番号 8511 東証プライム)  
問合せ先 コーポレートガバナンス統括室長 日比 健太郎  
(TEL. 03 - 3666 - 3184)

### 株主による臨時株主総会招集請求に関するお知らせ

当社は、当社株主より、会社法第297条第1項の規定に基づき、臨時株主総会招集請求に関する書面(2022年11月21日付「臨時株主総会招集請求書」、以下「本書面」といいます。)を2022年11月22日に受領しましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1. 請求者の概要

INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP

株式会社ストラテジックキャピタル

請求者らは、両者で当社の総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6か月前から引き続き保有している株主であります。

#### 2. 請求の内容

##### (1) 株主総会の目的事項

会社法第316条第2項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件(日本銀行出身者の天下りの件)

会社法第316条第2項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件(財務省出身者の天下りの件)

会社法第316条第2項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件(東京証券取引所出身者の天下りの件)

##### (2) 招集の理由等

本書面の全文を別紙として添付しておりますので、ご参照ください。

#### 3. 当該請求への会社の対応方針

本請求に対する当社の対応方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第開示いたします。

以 上

## 第1 株主総会の目的である事項

## 議題1

会社法第316条第2項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件（日本銀行出身者の天下りの件）

## 議題2

会社法第316条第2項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件（財務省出身者の天下りの件）

## 議題3

会社法第316条第2項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件（東京証券取引所出身者の天下りの件）

## 第2 議案の要領

## 第1号議案（議題1にかかる議案）

会社法第316条第2項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件（日本銀行出身者の天下りの件）

## （1） 業務及び財産の状況を調査する者

調査の目的事項に記載の事項を調査させるため、新庄 健二、Hansen Nels Christian及び前川 晶を、会社法第316条第2項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者（以下、「調査者」）に選任する。本議案の成立により調査者の選任は効力を生じ、当社との間で別途契約を締結することを要しない。

## （ア） 調査者候補1

〔氏名〕

新庄 健二

〔生年月日〕

1952年12月12日生

〔略歴〕

1984年4月

東京地方検察庁検事

1998年4月

同庁検事兼最高裁判所司法研修所検察教官兼司法試験考査委員

2001年4月

福岡地方検察庁検事兼総務部長

2005年4月

横浜地方検察庁検事兼特別刑事部長

2006年10月

東京高等検察庁検事

2007年4月

同庁検事兼明治大学法科大学院派遣検察官

2010年5月

弁護士登録（第一東京弁護士会）

I P A X 総合法律事務所入所

2016年1月

上田廣一法律事務所入所（現任）

〔重要な兼職の状況〕

上田廣一法律事務所弁護士

〔所有する当社の株式数〕

0株

（イ） 調査者候補2

〔氏名〕

H a n s e n N e l s C h r i s t i a n

（日本語表記：ハンセン ネルス クリスチャン）

〔生年月日〕

1982年10月27日生

〔略歴〕

2008年10月

スカデン・アープス法律事務所入所

2008年11月

カルフォルニア州弁護士登録

2009年7月

経済産業研究所ヴィジティングスカラー

2009年10月

経済産業省通商政策局（アジア太平洋地域協力推進室）入局

2011年5月

ニューヨーク州弁護士登録

2010年11月

スカデン・アープス法律事務所再入所

2015年9月

慶應義塾大学法科大学院非常勤講師（現任）

2016年2月

外国法事務弁護士登録（東京弁護士会）

2017年6月

ホワイト&ケース法律事務所（外国法共同事業）ローカルパートナー

2020年1月

同所パートナー（現任）

2020年4月

日本法令外国語訳推進会議構成員（現任）

〔重要な兼職の状況〕

ホワイト&ケース法律事務所（外国法共同事業）パートナー

慶應義塾大学法科大学院非常勤講師

日本法令外国語訳推進会議構成員

〔所有する当社の株式数〕

0株

（ウ） 調査者候補3

〔氏名〕

前川 晶

〔生年月日〕

1972年10月9日生

〔略歴〕

1999年4月

弁護士登録（第一東京弁護士会）

岡村綜合法律事務所入所

2006年2月

財務省関東財務局金融証券検査官

2008年1月

増田パートナーズ法律事務所入所

2009年8月

前川晶法律事務所開設

2011年2月

法律事務所イオタパートナー（現任）

2016年4月

第一東京弁護士会副会長

2018年3月

株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー社外取締役（現任）

2018年4月

東京簡易裁判所調停委員（現任）

2021年6月

かながわ信用金庫監事（現任）

〔重要な兼職の状況〕

法律事務所イオタパートナー

株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー社外取締役

かながわ信用金庫監事

東京簡易裁判所調停委員

〔所有する当社の株式数〕

0株

## (2) 調査の目的事項

(ア) 当社取締役会が、2019年6月に開催された当社の第109回定時株主総会に榎田誠希氏を新任の取締役候補者とする議案を提出した経緯及び取締役に選任された1ヵ月後に同氏が社長に就任した経緯(以下、合わせて「榎田氏人事」という。)が、日本銀行をはじめとした第三者の関与しない当社による公正な評価に基づくものであったか否か及びこの点に関連して調査者が必要と認める一切の事項。

なお、榎田誠希氏は当社が上場以来第10代目の現任の当社社長であるところ、1950年の上場以来、榎田誠希氏を含む当社の歴代社長が全員日本銀行の出身者であり、かつ日本銀行において理事を経験した者であることに鑑みて、以下(i)から(x)に示す人物(以下「歴代天下り理事」という。)に関する人事についても、調査者が榎田氏人事を調査する上で必要と判断した範囲に限り追加的に調査を行うことができる。

<当社の現在又は過去の役職員のうち、日本銀行出身者であって、かつ日本銀行において理事を経験した主な者の氏名並びに当社における主な役職及び在任期間>

(i) 白根 清香、社長(1950~62年)

(ii) 谷口 猛、社長(1962~70年)

(iii) 鎌田 正美、社長(1970~79年、1983~85年)

(iv) 岡田 健一、社長(1979~83年)

(v) 多島 達夫、社長(1985~92年)

(vi) 青木 昭、社長(1992~98年)

(vii) 小島 邦夫、社長(1998~2004年)

(viii) 増淵 稔、社長(2004~12年)

(ix) 小林 英三、社長(2012~19年)

(x) 榎田 誠希、社長(2019年~現任)

(注1) 鎌田 正美、岡田 健一、多島 達夫、青木 昭、小島 邦夫、増淵 稔及び小林 英三は社長退任後、会長に就任している。

(注2) 青木 昭、小島 邦夫、増淵 稔及び小林 英三は社長及び会長退任後、相談役又は特別顧問に就任している。

(イ) 当社取締役会が、2018年6月に開催された当社の第108回定時株主総会に岡田豊氏を新任の取締役候補者とする議案を提出した経緯及び取締役に選任された1ヵ月後に同氏が常務に就任した経緯(以下、合わせて「岡田氏人事」という。)が、日本銀行をはじめとした第三者の関与しない当社による公正な評価に基づくものであったか否か及びこの点に関連して調査者が必要と認める一切の事項。

なお、1980年以降、日本銀行出身者のうち、岡田豊氏を含む日本銀行において局長を経験し、理事を経験していない者(以下「局長級人材」という。)が当社の常務又は専務の地位に中断なく継続して就任していることに鑑みて、以下(i)から(vii)に示す人物(以下「歴代天下り局長」という。)に関する人事についても、調査者が岡田氏人事を調査する上で必要と判断した範囲に限り追加的に調査を行うことができる。

< 当社の現在又は過去の役職員のうち、局長級人材である主な者の氏名並びに当社における主な役職及び在任期間 >

(i) 佐藤 静、専務(1980～85年)

(ii) 木村 文穂、常務(1985～87年) 専務(1987～92年)

(iii) 林 敏雄、常務(1992～94年) 専務(1994～98年)

(iv) 堀口 助、常務(1998～2002年) 専務(2002～05年)

(v) 橋本 泰久、常務(2005～09年) 専務(2009～12年)

(vi) 織立 敏博、常務(2012～16年) 専務(2016～18年)

(vii) 岡田 豊、常務(2018～22年) 専務(2022年～現任)

(注) 林 敏雄、堀口 助、橋本 泰久、織立 敏博は当社退職後、当社子会社の日証金信託銀行株式会社の社長に就任している。

### (3) 調査及び報告の方法

(ア) 調査者は当社からも本臨時株主総会招集請求者である提案株主からも独立して調査を行う。

(イ) 調査期間は、本臨時株主総会により調査者が選任された日から起算して3か月とする。

(ウ) 調査者は、調査期間末日までに、必要な調査を行ったうえで当該調査の結果を記載した書面(以下「調査報告書」という。)を当社に交付するとともに、その内容を公表する。また、調査者は、本臨時株主総会の後に開催される最初の株主総会において調査報告書の内容を報告する。

(エ) 調査者は当社の役職員に対して、調査のため必要と考える書類等の開示、交付等を求め、また調査のため必要と考える事項について報告を求めることができ、当社の役職員はこれを拒否できない。

(オ) 調査者は、当社の役職員その他の者が調査に協力しない場合、調査を拒否若しくは妨害した場合、又は当社の役職員その他の者から調査者若しくは補助者が直接的若しくは間接的に圧力等を受けた場合、これを調査報告書に記載する。

(カ) 調査者は、必要に応じて、当社役職員からのヒアリングを行い、調査対象とする事実の範囲(以下、「調査スコープ」という。)を決定する。

(キ) 調査スコープは、歴代天下り理事及び歴代天下り局長の指名及び人事が、日本銀行等の第三者の影響を受けたものではなく当社による公正な評価に基づくものであったか否かを調査するという調査者選任の目的を達成するために必要十分なものとする。また、調査者は、その判断により、必要に応じて、調査スコープを拡大、変更等を行うことができ、この場合には、調査報告書でその経緯を説明する。

(ク) 調査者は、当社の企業価値に著しい悪影響を与えることのないよう、当社のコストやリソース配分にも配慮して、調査スコープを設定する。

#### (4) 報酬

(ア) 当社は、調査者に対して、社会通念上合理的な範囲で、調査に要した費用(調査者及び補助者の日当を含む)を支給する。調査者及び補助者がその通常の業務に当たって合理的なタイムチャージに基づき報酬を請求する場合には、当該タイムチャージに基づいて算定される報酬は社会通念上合理的なもののみならず。

(イ) 調査者の請求に対して、当社が調査に要した費用の全部又は一部の支給を拒否する場合、提案株主が、調査者に対して、当該支給を受けられなかった費用を補償する。

#### (5) その他の事項

調査者は、各自、適当と認める者を補助者に選任し、調査者の業務の一部を委任することができる。ただし、当社の役職員を補助者とすることはできない。

### 第2号議案(議題2にかかる議案)

会社法第316条第2項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件(財務省出身者の天下りの件)

#### (1) 業務及び財産の状況を調査する者

第1号議案の「(1)業務及び財産の状況を調査する者」に記載のとおりとする。

#### (2) 調査の目的事項

当社取締役会が、2016年6月に開催された当社の第106回定時株主総会に樋口俊一郎氏を新任の取締役候補者とする議案を提出した経緯及び取締役として選任されると同時に同氏が副社長に就任した経緯(以下、合わせて「樋口氏人事」という。)が、財務省をはじめとした第三者の関与しない当社による公正な評価に基づくものであったか否か及びこの点に関連して調査者が必要と認める一切の事項。

なお、1960年以降、樋口俊一郎氏を含む財務省又は大蔵省(以下「財務省」という。)出身者が当社の常務、専務又は副社長以上の地位に間断なく継続して就任していることに鑑みて、以下(i)から(x)に示す人物(以下「歴代天下り財務省OB」という。)に関する人事についても、調査者が樋口氏人事を調査する上で必要と判断した範囲に限り追加的に調査を行うことができる。

< 当社の現在又は過去の役職員のうち、財務省出身者である主な者の氏名並びに当社における主な役職及び在任期間 >

- ( i ) 篠川 正次、常務 ( 1960 ~ 62 年 )、専務 ( 1962 ~ 71 年 )
- ( i i ) 磯田 好祐、専務 ( 1971 ~ 72 年 )、副社長 ( 1972 ~ 77 年 )、会長 ( 1977 ~ 79 年 )
- ( i i i ) 田代 一正、副社長 ( 1979 ~ 83 年 )
- ( i v ) 伊豫田 敏雄、専務 ( 1984 ~ 85 年 )、副社長 ( 1985 ~ 92 年 )
- ( v ) 門田 實、副社長 ( 1992 ~ 2000 年 )
- ( v i ) 平岡 哲也、副社長 ( 2000 ~ 04 年 )
- ( v i i ) 齋藤 博、副社長 ( 2004 ~ 08 年 )
- ( v i i i ) 松田 広光、副社長 ( 2008 ~ 13 年 )
- ( i x ) 堀田 隆夫、副会長 ( 2013 ~ 16 年 )
- ( x ) 樋口 俊一郎、副社長 ( 2016 年 ~ 現任 )

### ( 3 ) 調査及び報告の方法

第 1 号議案の「( 3 ) 調査及び報告の方法」に記載のとおりとし、「歴代天下り理事及び歴代天下り局長」を「歴代天下り財務省 O B」と読み替えるものとする。

### ( 4 ) 報酬

第 1 号議案の「( 4 ) 報酬」に記載のとおりとする。

### ( 5 ) その他の事項

第 1 号議案の「( 5 ) その他の事項」に記載のとおりとする。

## 第 3 号議案 ( 議題 3 にかかる議案 )

会社法第 316 条第 2 項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件 ( 東京証券取引所出身者の天下りの件 )

### ( 1 ) 業務及び財産の状況を調査する者

第 1 号議案の「( 1 ) 業務及び財産の状況を調査する者」に記載のとおりとする。

### ( 2 ) 調査の目的事項

当社取締役会が 2016 年 6 月に開催された当社の第 106 回定時株主総会に飯村修也氏を新任の監査役候補者とする議案を提出した経緯及び 2019 年 6 月に開催された当社の第 109 回定時株主総会に同氏を取締役候補者とする議案を提出した経緯 ( 以下、合わせて「飯村氏人事」という。 ) が、株式会社東京証券取引所 ( 以下「東証」という。 ) をはじめとした第三者の関与しない当社による公正な評価に基づくものであったか否か及びこの点に関連して調査者が必要と認める一切の事項。

なお、飯村修也氏を含む東証出身者が、1974 年以降、取締役又は監査役として、間断なく継続し



て就任していることに鑑みて、以下( i )から( v i i )に示す人物(以下「歴代天下り東証OB」という。)に関する人事についても、調査者が飯村氏人事を調査する上で必要と判断した範囲に限り追加的に調査を行うことができる。

< 当社の現在又は過去の役職員のうち、東証出身者である主な者の氏名、当社における主な役職及び在任期間 >

- ( i ) 上原 幸夫、取締役( 1974 ~ 80年)
- ( i i ) 安井 淳、取締役( 1980 ~ 84年)、監査役( 1984 ~ 89年)
- ( i i i ) 高橋 正昂、監査役( 1989 ~ 94年)、社外監査役( 1994 ~ 98年)
- ( i v ) 高橋 紘治、社外監査役( 1998 ~ 2004年)
- ( v ) 新井 吉保、社外監査役( 2004 ~ 08年)
- ( v i ) 水野 潮、社外監査役( 2008 ~ 16年)
- ( v i i ) 飯村 修也、社外監査役( 2016 ~ 19年)、社外取締役( 監査委員)( 2019年 ~ 現任)

### ( 3 ) 調査及び報告の方法

第1号議案の「( 3 ) 調査及び報告の方法」に記載のとおりとし、「歴代天下り理事及び歴代天下り局長」を「歴代天下り東証OB」と読み替えるものとする。

### ( 4 ) 報酬

第1号議案の「( 4 ) 報酬」に記載のとおりとする。

### ( 5 ) その他の事項

第1号議案の「( 5 ) その他の事項」に記載のとおりとする。

## 第3 提案の理由

### 1. 第1号議案について

天下りは、みなし公務員がその立場を利用し、天下り先の高い地位と高額報酬を得るという点ではESGの「S」、社会正義に反する。また、経営幹部の人事が個人の資質と無関係に行われるという点ではESGの「G」、ガバナンスの根幹たる取締役選任の公正さの欠如を意味する。つまり、多数の天下りが存在する当社には、ESGの「S」及び「G」に係る重大な課題が同時に存在している。

当社取締役会は天下りを否定し、公正な人事の存在を主張するが、歴代社長が全員日本銀行の出身者であるなどの客観的状況に照らして、その主張が不合理であることは明らかである。本来であればその不合理を追求すべき指名委員会も長期間に亘る天下りを黙認しており、当社のガバナンスの自助努力による是正は期待できない。

従って、天下りを招いた経緯を解明し、当社において真のESG経営を実現するため、本議案の調査者による調査(以下「本調査」という。)を提案する。

## 2. 第2号議案について

第1号議案と同様の理由に加え、樋口氏人事については国家公務員法に抵触する可能性が危惧される。

1983年を除き60年以上もの間、当社には財務省OBが常務、専務又は副社長以上の役員として常在籍している。これは当社に在籍する財務省OBの役員の退任と同時に別の財務省OBが役員に就任していることを意味し、財務省と当社の間で人事情報の交換が行われている可能性、つまり財務省が国家公務員法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」、当社に対して「就職員であつた者に関する情報を提供」しているとの疑念を持たざるを得ない。

当社における財務省OBの役員選任は、国家公務員法違反の結果である可能性が強く疑われ、これはESGにおける「S」及び「G」の根幹に係る重大な問題である。従って、本調査を通じてこのような疑惑を払拭し、当社において透明性の高い真のESG経営を実現するため、本調査を提案する。

## 3. 第3号議案について

東証出身である飯村修也氏は、当社において独立役員である社外取締役として、監査委員長を務めている。

しかし、東証OBは48年間もの間、継続して当社役員の地位を占有しており、その過程においては当社と東証の間で人事情報の交換が行われている可能性が強く疑われる。飯村修也氏が同氏の資質や能力とは無関係に、当社と東証の慣れ合いの結果、監査委員長という高い独立性が求められる地位にある場合、その独立性と適性は根本から否定されざるを得ない。

社外取締役の独立性と適性はESGにおけるガバナンスの根幹を成すものであり、本調査を通じて、飯村修也氏の就任が当社による公正な人事の結果であるか否かを明らかにすべきである。

本調査による過去の検証を経た上で、特定の組織から役員を選任し続けることの是非、そして社外人材の指名プロセスについて改めて評価し直すことは、当社が真のESG経営を実践するために必要不可欠である。

## 第4 招集の理由

前記のとおり、当社の経営トップを含む役員の地位は、日本銀行、財務省及び東証の役職員の天下り先として利用されており、当社による役員の指名プロセスに日本銀行、財務省及び東証が不当に関与していることが強く疑われる。さらに、日本銀行及び財務省の出身者については、当社の役員に就任した後の役職の就任すら予め成立した合意に基づきなされている疑いもある。従って、次回定時株主総会において、役員の選任議案が諮られる前に、当社における指名プロセスの透明性と公正性を確保する必要がある。そのため、会社法第316条第2項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者を選任するため、臨時株主総会の招集を請求する。

以上